

令和7年1月28日

中央教育審議会大学分科会長 殿

中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会

認証評価機関の認証に係る審査結果について（報告）

令和6年3月12日付け5文科高第1844号により文部科学大臣から諮問のあった、一般社団法人専門職高等教育質保証機構からの認証評価機関の認証に係る申請について、貴分科会からの付託に基づき、本審査委員会にて審査を行った結果、以下のとおり結論を得ましたので報告します。

1. 申請内容

学校教育法第109条第3項の認証評価機関（分野別認証評価機関）の認証の申請

- ・ 専門職大学（経営ビジネス分野）
- ・ 専門職大学（情報工学分野）
- ・ 専門職大学（農林環境分野）
- ・ 専門職大学（アニメ・マンガ分野）

※分野名について、当初申請時は「エンタテインメント分野」であったが、補正対応過程で分野名を変更。

- ・ 専門職短期大学（農林環境分野）

2. 審査の主な経過

年月日	経過
令和6年5月21日	第31回審査委員会開催 ・ 申請書に基づき、第一次審査を実施。 ・ その後審査意見を申請者に伝達し、補正対応を求める。
令和6年9月9日	第32回審査委員会開催 ・ 補正申請書に基づき、第二次審査を実施。 ・ その後審査意見を申請者に伝達し、再補正対応を求める。
令和6年12月12日	第33回審査委員会開催 ・ 再補正申請書に基づき、第三次審査を実施。 ・ その後審査意見を申請者に伝達し、再々補正対応を求める。
令和6年1月8日～1月15日	第34回審査委員会開催（メール審議） ・ 再々補正申請書に基づき、第四次審査を実施。

3. 審査結果

本審査委員会での審査の結果、一般社団法人専門職高等教育質保証機構からの上記5件の申請について、学校教育法等で定める認証の基準をすべて満たしていると認める。については、別添の留意事項を付した上で、認証評価機関として認証を行うことが適当である。

(別添)

留意事項

機関名	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
評価の区分	学校教育法第 109 条第 3 項の評価（分野別認証評価）
評価対象となる学校種	専門職大学
評価対象となる分野	経営ビジネス分野

1. 大学評価基準について、当該分野の特性を踏まえたより適正な評価に資することはもとより、評価を受けた専門職大学の改善活動に寄与するよう、当該分野に精通した大学教員等や関連職業団体関係者等の意見を踏まえ、時宜に適う評価の実現に向けた不断の見直しを行うこと。
2. 評価委員候補者の選任に当たっては、各委員属性に求められる識見等に照らして、当該者がその識見等を有するか否かについての事前確認を徹底し、適格な評価委員候補者の選任を確実に行うこと。また、その評価委員候補者から評価委員を選出して評価委員会を設ける際にも、同じ委員属性の評価委員の専門領域に偏りが生じないよう十分に留意するなど、将来にわたって認証評価の公正かつ適確な実施に資する評価体制の確保に努めること。
3. 認証評価を将来にわたって公正かつ適確に実施できるよう、評価委員をはじめとした評価体制はもとより、事務局の体制についても充実に努めること。
4. 「自己評価実施要項（経営ビジネス分野）」の「別紙 3 別添 1 教員組織一覧（専任教員用）」について、専任教員数における実務家教員数やその内数となる研究能力を併せ有する実務家教員数が設置基準上求められる必要教員数等を満たしているかや、みなし専任教員数が設置基準上の上限を超えて必要教員数に算入されていないかといったことを十分に自己評価できない様式となっている。また、「別紙 3 別添 2 教員組織一覧（基幹教員用）」についても同様の状況が見受けられる。さらに、同様式には「開設年度（西暦）」を記載する欄があるが、一見すると、認証評価の対象となる学部学科等の開設年度によって基幹教員制度の適用の可否を判断しているように見受けられるため、基幹教員の規定を適用する場合には、専門職大学の一部の学部等に限ってこれを行うことは認められず、必ず専門職大学の全部の学部等において一斉に当該規定を適用する必要があることに留意することが必要である。以上のことを踏まえ、評価対象となる専門職大学に対して適切な自己評価を促すことはもとより、公正かつ適確な認証評価の実施に資するよう、適切な様式を用いて認証評価を実施すること。

(別添)

留意事項

機関名	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
評価の区分	学校教育法第 109 条第 3 項の評価（分野別認証評価）
評価対象となる学校種	専門職大学
評価対象となる分野	情報工学分野

1. 専門職大学の課程に係る分野として掲げる「情報工学分野」において評価の受審が想定される専門職大学の学科に「デジタルエンタテインメント学科」が含まれていることに鑑み、それに類する専門職大学の学科も含めた本分野に係る認証評価が将来にわたって公正かつ適確に実施できるよう、映像をはじめとしたコンテンツに係る教育研究等に係る評価を担保するため、大学評価基準や評価体制等の運用に十分留意すること。
2. 大学評価基準について、当該分野の特性を踏まえたより適正な評価に資することはもとより、評価を受けた専門職大学の改善活動に寄与するよう、当該分野に精通した大学教員等や関連職業団体関係者等の意見を踏まえ、時宜に合う評価の実現に向けた不断の見直しを行うこと。
3. 評価委員候補者の選任に当たっては、各委員属性に求められる識見等に照らして、当該者がその識見等を有するか否かについての事前確認を徹底し、適格な評価委員候補者の選任を確実に行うこと。また、その評価委員候補者から評価委員を選出して評価委員会を設ける際にも、同じ委員属性の評価委員の専門領域に偏りが生じないように十分に留意するなど、将来にわたって認証評価の公正かつ適確な実施に資する評価体制の確保に努めること。
4. 認証評価を将来にわたって公正かつ適確に実施できるよう、評価委員をはじめとした評価体制はもとより、事務局の体制についても充実に努めること。
5. 「自己評価実施要項（情報工学分野）」の「別紙3 別添1 教員組織一覧（専任教員用）」について、専任教員数における実務家教員数やその内数となる研究能力を併せ有する実務家教員数が設置基準上求められる必要教員数等を満たしているかや、みなし専任教員数が設置基準上の上限を超えて必要教員数に算入されていないかといったことを十分に自己評価できない様式となっている。また、「別紙3 別添2 教員組織一覧（基幹教員用）」についても同様の状況が見受けられる。さらに、同様式には「開設年度（西暦）」を記載する欄があるが、一見すると、認証評価の対象となる学部学科等の開設年度によって基幹教員制度の適用の可否を判断しているように見受けられるため、基幹教員の規定を適用する場合には、専門職大学の一部の学部等に限ってこれを行うことは認められず、必ず専門職大学の全部の学部等において一斉に当該規定を適用する必要があることに留意することが必要である。以上のことを踏まえ、評価対象となる専門職大学に対して適切な自己評価を促すことはもとより、公正かつ適確な認証評価の実施に資するよう、適切な様式を用いて認証評価を実施すること。

(別添)

留意事項

機関名	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
評価の区分	学校教育法第 109 条第 3 項の評価（分野別認証評価）
評価対象となる学校種	専門職大学
評価対象となる分野	農林環境分野

1. 大学評価基準について、当該分野の特性を踏まえたより適正な評価に資することはもとより、評価を受けた専門職大学の改善活動に寄与するよう、当該分野に精通した大学教員等や関連職業団体関係者等の意見を踏まえ、時宜に適う評価の実現に向けた不断の見直しを行うこと。
2. 委員属性 B の評価委員候補者について、農林環境分野の主たる構成領域と考えられる農林領域に精通した候補者を必ずしも十分に確保できているとは見受けられないため、委員属性 B の「関連職業団体」について農林領域に属する団体との連携等を強化し、当該委員属性で求められる識見等に照らして農林領域に精通した評価委員候補者の更なる充実を図り、将来にわたってより高質な評価体制の確保に努めること。
3. 評価委員候補者の選任に当たっては、各委員属性に求められる識見等に照らして、当該者がその識見等を有するか否かについての事前確認を徹底し、適格な評価委員候補者の選任を確実に行うこと。また、その評価委員候補者から評価委員を選出して評価委員会を設ける際にも、同じ委員属性の評価委員の専門領域に偏りが生じないように十分に留意するなど、将来にわたって認証評価の公正かつ適確な実施に資する評価体制の確保に努めること。
4. 認証評価を将来にわたって公正かつ適確に実施できるよう、評価委員をはじめとした評価体制はもとより、事務局の体制についても充実に努めること。
5. 「自己評価実施要項（農林環境分野）」の「別紙 3 別添 1 教員組織一覧（専任教員用）」について、専任教員数における実務家教員数やその内数となる研究能力を併せ有する実務家教員数が設置基準上求められる必要教員数等を満たしているかや、みなし専任教員数が設置基準上の上限を超えて必要教員数に算入されていないかといったことを十分に自己評価できない様式となっている。また、「別紙 3 別添 2 教員組織一覧（基幹教員用）」についても同様の状況が見受けられる。さらに、同様式には「開設年度（西暦）」を記載する欄があるが、一見すると、認証評価の対象となる学部学科等の開設年度によって基幹教員制度の適用の可否を判断しているように見受けられるため、基幹教員の規定を適用する場合には、専門職大学の一部の学部等に限ってこれを行うことは認められず、必ず専門職大学の全部の学部等において一斉に当該規定を適用する必要があることに留意することが必要である。以上のことを踏まえ、評価対象となる専門職大学に対して適切な自己評価を促すことはもとより、公正かつ適確な認証評価の実施に資するよう、適切な様式を用いて認証評価を実施すること。

(別添)

留意事項

機関名	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
評価の区分	学校教育法第 109 条第 3 項の評価（分野別認証評価）
評価対象となる学校種	専門職大学
評価対象となる分野	アニメ・マンガ分野

1. 大学評価基準について、当該分野の特性を踏まえたより適正な評価に資することはもとより、評価を受けた専門職大学の改善活動に寄与するよう、当該分野に精通した大学教員等や関連職業団体関係者等の意見を踏まえ、時宜に適う評価の実現に向けた不断の見直しを行うこと。
2. 委員属性 B の評価委員候補者について、アニメ・マンガ分野の主たる構成領域と考えられるマンガ領域に精通した候補者を必ずしも十分に確保できているとは見受けられないため、委員属性 B の「関連職業団体」についてマンガ領域に属する団体との連携等を強化し、当該委員属性で求められる識見等に照らしてマンガ領域に精通した評価委員候補者の更なる充実を図り、将来にわたってより高質な評価体制の確保に努めること。
3. 評価委員候補者の選任に当たっては、各委員属性に求められる識見等に照らして、当該者がその識見等を有するか否かについての事前確認を徹底し、適格な評価委員候補者の選任を確実に行うこと。また、その評価委員候補者から評価委員を選出して評価委員会を設ける際にも、同じ委員属性の評価委員の専門領域に偏りが生じないように十分に留意するなど、将来にわたって認証評価の公正かつ適確な実施に資する評価体制の確保に努めること。
4. 認証評価を将来にわたって公正かつ適確に実施できるよう、評価委員をはじめとした評価体制はもとより、事務局の体制についても充実に努めること。
5. 「自己評価実施要項（アニメ・マンガ分野）」の「別紙 3 別添 1 教員組織一覧（専任教員用）」について、専任教員数における実務家教員数やその内数となる研究能力を併せ有する実務家教員数が設置基準上求められる必要教員数等を満たしているかや、みなし専任教員数が設置基準上の上限を超えて必要教員数に算入されていないかといったことを十分に自己評価できない様式となっている。また、「別紙 3 別添 2 教員組織一覧（基幹教員用）」についても同様の状況が見受けられる。さらに、同様式には「開設年度（西暦）」を記載する欄があるが、一見すると、認証評価の対象となる学部学科等の開設年度によって基幹教員制度の適用の可否を判断しているように見受けられるため、基幹教員の規定を適用する場合には、専門職大学の一部の学部等に限ってこれを行うことは認められず、必ず専門職大学の全部の学部等において一斉に当該規定を適用する必要があることに留意することが必要である。以上のことを踏まえ、評価対象となる専門職大学に対して適切な自己評価を促すことはもとより、公正かつ適確な認証評価の実施に資するよう、適切な様式を用いて認証評価を実施すること。

(別添)

留意事項

機関名	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
評価の区分	学校教育法第 109 条第 3 項の評価（分野別認証評価）
評価対象となる学校種	専門職短期大学
評価対象となる分野	農林環境分野

1. 大学評価基準について、当該分野の特性を踏まえたより適正な評価に資することはもとより、評価を受けた専門職短期大学の改善活動に寄与するよう、当該分野に精通した大学教員等や関連職業団体関係者等の意見を踏まえ、時宜に適う評価の実現に向けた不断の見直しを行うこと。
2. 委員属性 B の評価委員候補者について、農林環境分野の主たる構成領域と考えられる農林領域に精通した候補者を必ずしも十分に確保できているとは見受けられないため、委員属性 B の「関連職業団体」について農林領域に属する団体との連携等を強化し、当該委員属性で求められる識見等に照らして農林領域に精通した評価委員候補者の更なる充実を図り、将来にわたってより高質な評価体制の確保に努めること。
3. 評価委員候補者の選任に当たっては、各委員属性に求められる識見等に照らして、当該者がその識見等を有するか否かについての事前確認を徹底し、適格な評価委員候補者の選任を確実に行うこと。また、その評価委員候補者から評価委員を選出して評価委員会を設ける際にも、同じ委員属性の評価委員の専門領域に偏りが生じないように十分に留意するなど、将来にわたって認証評価の公正かつ適確な実施に資する評価体制の確保に努めること。
4. 認証評価を将来にわたって公正かつ適確に実施できるよう、評価委員をはじめとした評価体制はもとより、事務局の体制についても充実に努めること。
5. 「自己評価実施要項（農林環境分野）」の「別紙 3 別添 1 教員組織一覧（専任教員用）」について、専任教員数における実務家教員数やその内数となる研究能力を併せ有する実務家教員数が設置基準上求められる必要教員数等を満たしているかや、みなし専任教員数が設置基準上の上限を超えて必要教員数に算入されていないかといったことを十分に自己評価できない様式となっている。また、「別紙 3 別添 2 教員組織一覧（基幹教員用）」についても同様の状況が見受けられる。さらに、同様式には「開設年度（西暦）」を記載する欄があるが、一見すると、認証評価の対象となる学科の開設年度によって基幹教員制度の適用の可否を判断しているように見受けられるため、基幹教員の規定を適用する場合には、専門職短期大学の一部の学科に限ってこれを行うことは認められず、必ず専門職短期大学の全部の学科において一斉に当該規定を適用する必要があることに留意することが必要である。以上のことを踏まえ、評価対象となる専門職短期大学に対して適切な自己評価を促すことはもとより、公正かつ適確な認証評価の実施に資するよう、適切な様式を用いて認証評価を実施すること。

【参考】

第12期中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会

(臨時委員) 3名

濱 中 淳 子	早稲田大学総合学術院教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
両 角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授

(専門委員) 2名

川 野 祐 二	エリザベト音楽大学理事長・学長
佐 野 慶 子	佐野公認会計士事務所

計5名

認証評価機関の認証に関する審査委員会（第31～34回）有識者

< 専門職大学（経営ビジネス分野） >

川 上 智 子	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
---------	-------------------

< 専門職大学（情報工学分野） >

楠 本 真 二	大阪大学大学院情報科学研究科教授
---------	------------------

< 専門職大学・専門職短期大学（農林環境分野） >

吉 村 幸 則	放送大学広島学習センター所長
---------	----------------

< 専門職大学（エンタテインメント分野） >

三 上 浩 司	東京工科大学メディア学部教授
---------	----------------

計 4名